

喫煙室も空気環境基準の対象か

環境・健康

職場における喫煙対策のためのガイドラインにおいて、喫煙室等の内部についても、喫煙者の受動喫煙を軽減する必要性から、職場の空気環境基準の対象とされています。表.1 に喫煙対策の評価対象と環境基準を示しました。

一般には、換気扇が設置された喫煙室等により空間分煙を行なっていますが、非喫煙場所と比べて環境基準を満たしにくい喫煙室等についても、表.2 に示すような対策を講ずることによって、できるだけ浮遊粉じん濃度等を低減することが望まれます。

表.1 喫煙対策の評価対象と環境基準

喫煙対策の評価対象	浮遊粉じん濃度	一酸化炭素濃度	気流の風速
非喫煙場所	0.15mg/m ³ 以下	10ppm 以下	—
喫煙室等の内部	0.15mg/m ³ 以下	10ppm 以下	—
非喫煙場所と喫煙室等の境界	0.15mg/m ³ 以下	10ppm 以下	0.2m/s 以上

気流の風速：喫煙室等へ向かう気流の風速

表.2 喫煙室内での対策

対 策	喫煙行動基準等
効果的な排気 (拡散前に排気)	できるだけ、換気扇の近くで、換気扇に向かって喫煙する (喫煙場所・範囲の指定、灰皿等の位置限定など)
効果的な給気 (反対側から給気)	できるだけ、換気扇の反対側を開口部(給気口)とする (効果的な排・換気のための空気の流れをつくる)
発生源(量)の制限	できれば、一度に喫煙できる人数を制限する
吸い殻からの発生防止	吸い殻がくすぶらないように、確実に消す

令和元年7月1日に、改正された健康増進法と一体化された『職場における受動喫煙防止のためのガイドライン』が通達されました。このガイドラインでは、健康増進法での「望まない受動喫煙」をなくすとの基本的な考え方に沿って、喫煙室での喫煙者の受動喫煙の軽減に係る空気環境(浮遊粉じん濃度、一酸化炭素濃度)の目安値が示されていません。

kes サポート

目 的	課 題	kes サポート
把 握	職場の空気環境(喫煙室等、非喫煙場所)	空気環境の測定
	排・換気の性能、給気の状態	排・換気の性能、給気の状態調査
	空調設備等を介しての空気汚染状況	供給空気の清浄度の測定
改 善	空間分煙効果の向上	開口部(出入口)、給気の改善等
	排・換気の改善	換気扇等の改善・設置
教 育	喫煙者等の意識の向上	労働衛生(産業保健)教育